

厚生労働省発職第 号
年 月 日

不 許 可

労働者供給事業

通知書

許可有効期間不更新

殿

厚生労働大臣 印

年 月 日付けの労働者供給事業に係る 許可 可
申請については、下記
許可有効期間更新

許可 可
の理由により、 しない。
許可有効期間更新

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に厚生労働大臣に対し異議申し立てをすることができる。

また、処分の取消の訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消の訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から 6 か月以内（ただし、決定のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に提起することができる。

記

(理 由)